

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用調整に関する基準

【計算方法】 申請に係る子どもの点数は、父、母それぞれの「1 基準指数」を合算し、さらに「2 調整指数」を加減したものとします。

1 基準指数

番号	保護者の就労形態等			指数				
	類型	細目		父①	母②			
1	就労	外勤 居宅内外 自営	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態	20	20		
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態	18	18		
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態	16	16		
			月16日以上	1日8時間以上の就労を常態	18	18		
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態	16	16		
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態	14	14		
		月12日以上	1日4時間以上の就労を常態	8	8			
			内職	月20日以上1日4時間以上の就労を常態	14	14		
				月16日以上1日4時間以上の就労を常態	12	12		
月12日以上1日4時間以上の就労を常態	6	6						
2	妊娠 出産	出産前：出産予定月の前2か月以内 出産後：出産予定月の後6か月以内			12			
3	病気 障がい	病気	1か月以上入院している場合（入院予定を含む。）	20	20			
			自宅療養	常時寝たきり・感染症	20	20		
				医師が1か月以上の安静を要すると診断した場合	17	17		
				医師が1か月以上の通院加療を要すると診断した場合	13	13		
		障がい	身障1・2級、聴覚障がい1～3級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳A、要介護認定3～5	20	20			
身体障がい3級、視覚障がい4級、療育手帳B、要介護認定1・2	18		18					
身体障がい4～6級、介護保険要支援	12		12					
4	介護 看護	全介護を必要とする場合（重度身体障がい者、要介護認定3～5程度）		20	20			
		一部介護を必要とする場合（要介護認定1・2程度）		17	17			
		支援を必要とする場合（要支援）		15	15			
		週5日以上日中週30時間以上（重度身体障がい等）の看護を常態		20	20			
		週5日以上日中週20時間以上の看護を常態		16	16			
		週4日以上日中週16時間以上の看護を常態		14	14			
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		20	20			
6	求職活動	求職	内定	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態	18	18	
					1日6時間以上8時間未満の就労を常態	16	16	
					1日4時間以上6時間未満の就労を常態	14	14	
				月16日以上	1日8時間以上の就労を常態	16	16	
					1日6時間以上8時間未満の就労を常態	14	14	
					1日4時間以上6時間未満の就労を常態	12	12	
			月12日以上	1日4時間以上の就労を常態	6	6		
				未定	求職中（就労先未定）		1	1
7	就学	日中、就学のため外出を常態			【番号1を準用】			
		日中、就学が内定している場合		【番号6を準用】				
8	職業訓練	日中、技能習得・職業訓練のため外出を常態		【番号1を準用】				
		日中、技能習得・職業訓練が内定している場合		【番号6を準用】				
9	虐待	児童虐待防止法第2条の対象者と認められる場合		20	20			
10	DV	配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合		20	20			
11	育休	5歳児で既に保育所または認定こども園長時部を利用しており、当該育児休業の間に保育所または認定こども園長時部を引き続き利用することが必要であると認められる場合		10	10			
		3、4歳児で既に保育所または認定こども園長時部を利用しており、当該育児休業の間に保育所または認定こども園長時部を引き続き利用することが必要であると認められる場合		8	8			
		3、4歳児で新たに保育所または認定こども園長時部を利用するが、当該育児休業の間に保育所または認定こども園長時部を利用することが必要であると認められる場合		6	6			
12	不在	死亡・離婚・未婚等		20	20			
13	その他	上記以外で明らかに保育に当たれない場合		【番号1～12を準用】				

2 調整指数

項目	条件		指数			
			父③	母④		
			世帯⑤			
加算指数	1	ひとり親家庭	母または父がいない場合		8	
	2	失業	保護者のうち、生計の中心者が失業中の場合		8	
	3	生活保護	生活保護世帯の場合		5	
	4	障がい	保護者が障がいまたは病気であり、週3日以上治療のため通院している場合		5	5
	5	育休明け	保護者が育児休業後に復職し、または復職する予定である場合		2	2
	6	子どもの状況	心身の発達に障がいがあるなど、子育て支援の面から特に配慮が必要であると客観的に認められる子どもである場合		3	
	7		呼吸管理、吸引、経管栄養など、医療的ケアが必要であると客観的に認められる子どもである場合		4	
	8		虐待を受けるおそれがある状態その他社会的養護が必要な状態である場合		10	
	9		保育を受けようとする子どもの兄弟姉妹が保育所、認定こども園長時部または地域型保育事業において現に保育を受けている、または受けようとする保育所等と同一である場合		4	
	10		地域型保育事業による保育を受けていた場合		3	
	11		保育士資格または幼稚園教諭免許を有する者が県内の特定教育・保育施設等に勤務する場合(内定者を含む。)		【週当たりの勤務日数×2】	
	12		父親または母親が単身赴任している場合		2	2
	13		現在在園中の施設を第1希望施設として利用申込みをする場合(育児休業中の場合を除く。)		7	
	14		3歳以上児で居住する地域の小学校区域内にある保育所等を第一希望園とした場合		9	
	15		その他	上記に掲げる事由に類すると市長が認める状態にある場合		【上記に準じる】
減算指数	16		子どもの状況	保育を受けようとする子どもの兄弟姉妹が幼稚園または認定こども園短時部に入園している場合、または在宅の場合		-2
	17		保育料滞納	特別な事情がなく未納の保育料が3か月分以上あり、かつ、納付の相談がない場合、または未納保育料の納付約束を履行していない場合		【滞納月×-2】
	18		広域入所(園)	市外在住者(転入予定者および市内の保育施設等で就労している者(就労予定を含む。))を除く。)の場合		-10

※同点数の場合、以下の項目を勘案し優先度を判断します。

優先順位	優先項目	優先度	
		高い	低い
1	申請に係る小学校就学前子ども	在園児	新規申込み
2	施設の利用開始希望月	早い	遅い
3	申請に係る小学校就学前子どもの兄弟姉妹の申込み	あり	なし
4	保護者の就労等による拘束時間、自宅から勤務地までの距離	長い・遠い	短い・近い
5	入所待機の期間	長い	短い

- ・申込み受付期間内に保育の必要性を証明する書類の提出が未提出の場合は、求職活動中の指数とします。
- ・申込み受付期間内に提出された保育を必要とする証明書の内容に基づき時間・日数を判定します。
- ・入園月時点の保育士の配置状況や保育室の面積等の都合により、指数が高い場合でも利用できないことがあります。
- ・申込み時点で就労先に内定中の場合は「1. 基準指数の6」により指数を判定します。
- ・「2. 調整指数の5」の加点は育児休業により保育所等の申込みを行う場合のみ加点します。
- ・「2. 調整指数の6」の加点は米原市特別支援保育支援委員会により加配が必要と認められる場合のみ加点します。
- ・「2. 調整指数の10」の加点は令和4年度に地域型保育事業(小規模保育事業所等)を2歳児クラスで卒園し、継続して令和5年度の保育所等の申込みを行う場合のみ加点します。
- ・「2. 調整指数の13」の加点は令和5年度中に退園となる場合もしくは1号認定に変更になる場合は、加点されません。ただし、産前産後を理由に令和5年度中に退園または1号認定に変更になる(不承諾による退園、変更を含む)方で、雇用先への育児休業復帰を理由に令和6年度の2・3号認定の申込みをする場合は、加点の対象とします。